

教育情報の公開とプライバシーの保護

——アメリカの「家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律」

(Family Educational Rights and Privacy Act) を中心に——

桂 原 明 則

- 一 はじめに
- 二 教育情報の収集・保有・開示
- 三 家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律の成立
- 四 家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律の構造
- 五 おわりに

1 はじめに

最近、学校による生徒、学生に関する情報収集・保有・利用について、いくつかの問題が提起されている。たとえば、いわゆる麹町中学内申書裁判⁽¹⁾においては、中学校教師の作成した調査書（いわゆる内申書）の記載が大きな

争点の一つであった。すなわち、調査書の備考欄、特記事項欄への記載事項として、当該学生の在学中の政治活動等を記載することが許されるかが、争点の一つであった。ところで、右事件においては、その記載内容が、親・学生本人にはもちろん、裁判所にも開示されなかつた。⁽²⁾さらに右記載内容は、そのもととなる指導要録の記載内容とも合致していない。⁽³⁾このような状況は、学生の情報の保有・使用としては、かなり問題を孕むように思われる。すなわち、第一に、なぜ、親・学生本人に当該情報、右の場合では記載内容が開示されないのか、検討する余地があるようと思われる。第二に、裁判所への開示はどうであろうか。第三にそもそも、学校はいかなる根拠により、どのように情報を収集し、保有し、利用するのであろうか。これにつき、原理があるとすれば、一体それは何であるか。右事件のように、指導要録の記載をもとに作成される調査書の記載内容が、指導要録のそれと異なることは、一体いかなる意味を持つのかなどが、検討されねばならない。また、最近の例として、「親のあり方」までを収集するものすらある。⁽⁴⁾

以上、様々な問題が、学生の情報収集・保有・利用に関連して存するが、このようなことは決して日本のみに固有の問題ではない。そこで、本稿は、学生の情報の取扱いについて、アメリカ合衆国の法律を紹介し、問題解決の一つの手懸をさぐることを目的とする。

(1) 東京高判昭和五七年五月一九日判例時報一〇四一号二四頁、原審・東京地判昭和五四年三月一八日判例時報九二二号一八頁。

(2) 東京高決昭和五一年六月二九日判例時報八一九号三八頁。

(3) 東京高判昭和五七年五月一九日判例時報一〇四一号「四頁、三三一頁。

(4) 朝日新聞昭和五七年一月二九日朝刊によれば、千葉県のある学校で、児童の個人記録票作成が問題となつており、右記録票の項目中には「習癖および神経症」として、「ねばけ」「動物をひどくかわいがる」というものや、「教師からみた家庭環境」の中には、両親の関係が「和合的」かどうか、近所付き合いが「良い」か「悪い」か、「家庭内が整理されているかどうか」などが含まれていたことが報道されている。

II 教育情報の収集・保有・開示

1 概 説

アメリカ合衆国においては、学校等の教育機関が学生に関連して収集した資料について、これを親または学生本人に開示し、親または学生本人の同意なしには原則として第三者に当該情報を開示しないと定める連邦の法律が制定されてゐる。これは、「家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律」(Family Educational Rights and Privacy Act) と呼ばれ、一九七四年に制定された。⁽¹⁾⁽²⁾

このような法律が制定された背景には、様々なものがあつたと思われるが、まず、合衆国における教育情報の取扱につき、その問題点および提案を含む報告書が公刊されているので、その内容を検討し、もとに、教育情報の取扱、特に親または学生本人への当該情報の開示に関する判例の動きなどを概観してみよう。

(1) この法律は、提案者であるバックリイ(BUCKLEY) 上院議員により、バックリイ修正法とも呼ばれる。現在、合衆国

法典110編111111條²⁰ U.S.C. § 1232g. 本法は「」は、簡単な紹介がすやすやす。奥平康弘・知る権利「九三頁以降」(一九七九年)。佐藤司「教育問題と情報公開」法学セミナー増刊・情報公開と現代11117~11回11頁以降(一九八一)。拙稿「教育情報の公開とプライバシーの保護」人権新聞1110号(一九八一)だ。なお、拙稿には、誤植があり、本稿でおわざとひきこむ訂正をさせていただく。五八頁註(2)参照。

- (2) 一九七〇年代における教育情報の取扱いについては、後に検討する報告書、判例および引用文献の他、Carey, Students, Parents and the School Record Prison: A Legal Strategy for Preventing Abuse, 3 J. L & EDUC. 365 (1974) Comment, 20 BUFF. L. REV. 255 (1970)

2 生徒記録の収集、保持、公表のための指針——学校記録保有の倫理的・法的側面についての協議会報告書

一九六九年五月に Russell Sage Foundation により、学生・生徒の教育記録の収集、保持・開示等に関する協議会が開催され、その成果が「生徒記録の収集、保持・公表のための指針——学校記録保有の倫理的・法的側面についての協議会報告書⁽¹⁾」として、翌年公刊された。本報告書は、学校による教育記録の収集、保持、開示等を取り扱った最初のものであり、Family Educational Rights and Privacy Act 制定に際して、ベックハイム議員が引用し、しかも、その提案内容は右制定法にその考え方において類似点を有し、かなりの影響を与えているものと考えられる。

本報告書は、Russell Sage Foundation の理事長によるとあるが、その後、序論、学校諸記録の取扱いの諸原則案

(Proposed Principles for Management of School Records)、実施の三部より構成されてくる。その調査内容は、わが国においても参考となる点が少なくないよう思われる所以それらを中心として、以下内容の概略をみてみよう。

ア 序 論 多くの学校制度の中で、きわめて広範囲に及ぶ生徒の記録が収集、保持されてきている。しかし、当該諸記録の取扱に関する明文の行政的諸政策、立法、法的先例、一般に採用された専門的倫理基準 (code of professional ethics) やくも存在しておらず、教師、カウンセラー、校長、その他の学校職員は、学生の諸記録の収集、保持、処分についての判断を彼ら自身の機関にしばしば委ねている。そしてこの問題への公衆の関心は大きくなはないが、生徒（およびその両親）と学校との間には重大な争いもあり、充分に注意深く分析することが必要である。

学校の記録保持の倫理的、法的側面についての協議会は、これらの問題を明らかにするため、Russell Sage Foundation により開催された。

イ 学校諸記録の取扱のための諸原則案 学校は、典型的には、正当な諸教育目的のため生徒やその家族についての広範かつ一身上の情報をも保持する。しかしながら、このような情報の収集、保持、処分等に関連して以下ののような潜在的な濫用を指摘しうる。

① 生徒およびその親の情報は、しばしば、生徒もしくは両親のぶらからいの同意 (informed consent) なしに学校によって収集され、また特定の目的のため同意の上収集された記録が、他の目的のためにしばしば利用される。

(2) 生徒および親は、学校記録の中にいかなる情報が、また当該情報がどのように使用されるかについての知識をほとんど有しておらず、又は、よくても不完全な知識しか有していない。

(3) 生徒および親がアクセスできる学校記録は、典型的には、生徒の出席と成績に制限されている。

(4) 学校記録が秘密とされていることが、記録に含まれた情報の正確性の体系的評価を困難にしている。

(5) 時期を失し、またはもはや有用でない情報の定期的廃棄手続が、ほとんどの情報組織がない。

(6) 多くの組織では、権限のない学校職員による検査から、学校記録を保護する規定を持つていない。

(7) 学校以外の者または外部の行政機関の代表による生徒の記録へのアクセスが、ほとんどの場合に認められている。たとえば、警察官によるアクセスは、多くの学校で認められている。

(8) 牧師と生徒、カウンセラーと生徒の間で収集された微妙かつ一身上の情報 (sensitive and intimate information) が、ほとんどの州で正式の官庁による罰金付召換令状 (subpoena) から保護されていない。

これらの欠陥は、ひとまとめにして考えれば、個人のプライバシー保護への重大な脅威を構成する。さらに、これららの欠陥により、生徒、親の信頼を失うことになり、教育機関の効果的な機能発揮を妨げていいく。

このような認識のもとに以下のようない勧告をなした。

第一に、資料の収集については、生徒および親の事前の同意なしに、いかなる情報をも収集してはならない」とを原則とする。もともと本報告は、同意が個人的になされねばならない場合と、選挙された代表者等による同意でもよい場合とをあげる。後者の例としては、知能テスト、学習到達度テストなどの実施をあげている。

第一に資料の分類と保有について次のように述べる。すなわち、資料を、① 親の氏名、住所を含む一身上の情報など、教育制度の運営上必要最低限の個人的資料を構成する公式の行政的記録、② 知能検査の結果、健康上の資料、家族の出自資料など、子どもを援助し、または他の子どもを保護する上で、学校に明らかに重要と実証されたものであるが、絶対必要とはいえない資料、③ 性格テストの結果および懲戒またはカウンセリングなどにおいて必要であるう未評価の報告書など、潜在的に有用な記録であるが、現在まだ直接に必要であると認められていない資料、④ 学校の専門家(たとえば、カウンセラー、心理科医など)の秘密、個人的書類(confidential, personal files) の四種に分け、それぞれに適した取扱をなすよう提案した。

(一) GUIDELINES FOR THE COLLECTION, MAINTENANCE AND DISSEMINATION OF PUPIL RECORDS—REPORT OF A CONFERENCE ON THE ETHICAL AND LEGAL ASPECTS OF SCHOOL RECORD KEEPING (1970) たゞ、この資料については、中川明・河野敬弁護士より譲り受けた。お礼申しあげます。

3 一九六〇年代以降における裁判例の動向

学生の記録の取扱に関する裁判例は、一九六〇年代以降いくつかみられる。たゞ、学生記録に対して、学生の親または学生本人などが、学校、学校区等に、その公開、調査を請求した事例をあげて検討してみよう。以下にあげる例は、連邦裁判所のものだけなく、各州における裁判所のものも含むとした。(1)

ア Van Allen v. McCleary, 211 N.Y.S. 2d 501 (1961)

教育情報の公開ヒヤウバーの保護 荘原

本件は、生徒の親が、当該生徒の学校記録の開示を要求し、裁判所が、明文の制定法上の規定がないにもかかわらず、コモン・ロー上の権利等を検討した上で、開示を認めたものである。本判決は、学生記録の開示に関しては初期の例であり、その理論構成にも注目すべき点が多い。

本件は、ニューヨーク州の County of Nassau にある East Meadow Public School の生徒の親 (E. J. Van Allen) が、同校校長他を被告として訴訟提起したものである。事実問題についてはなく、その大略は以下のようである。

原告は自分の息子の学校のある教師から、当該少年が心理療法、治療の必要がある旨知らされた。ついで少年の治療を受託した医師が、一九六〇年一〇月一四日に、原告の書面による依頼により、心理的判定 (psychological findings) の摘要を要求する旨、学校医に書いた。これに対し、学校医は、同月二一日、学生に関する学校職員の指導のために作成された報告書の写しのみを右医師に送付した。その間の同月二八日に、教育委員会に対し、原告は、同委員会に対して正式の書面により息子の全学校記録を彼が調査 (inspection) であるように、校長に提供を命ぜる旨の要求をなしたが、一一月二一日にこの要求は拒否された。

右の記録提供の拒否に際し、同委員会は親に知らせるための政策を概略的に定めた。すなわち、報告表 (report cards)、教師との定期的な個人的協議、要求があれば資格のある学校職員により、再度の協議方式による子供への個人的文書の解説、を通じて当該子どもの進歩について知らせるという政策である。教育委員会は、右政策の範囲内における充分な協議を提案したが、原告は、それが学校職員の不適格ををおおう目的の隠蔽とし、協議でなく、

書面による記録を要求した。原告は、民事訴訟法 (Civil Practice Act) 七八条によつて、彼の息子の全学校記録を調査のために提供するよう被告に命令する命ぜ等を求めて訴訟を提起した。

ハーマー・ヨーク州の高位裁判所 (Supreme Court)⁽²⁾ は、ブレンナン判事 (W. R. BRENNAN, Justice) が法廷意見を見を書いた。原告の請求を認めた。

本件で最大の問題は、学校長その他に対し、学校記録を原告に公開せしむる職務執行命令 (mandamus) を発行したとの法律上の根拠の存否であつた。裁判所は、右のよつた法律上の根拠は、憲法および制定法上には明記しなかつたから、学校記録 (school record) と公記録 (public record) とを比較し、次の如く述べた。すなはち、公記録にはシトば、調査のためのやぐらの人に提供するの規定がある (Educational Law, § 144; Public Health Law, § 4174; General Municipal Law, § 35; Election Law, § 380; Judiciary Law, § 468; Civil Practice Act, §§382, 410, 414 ete)。また、他方秘密 (confidential) である性格のされた記録は、非公記録による個人的利害関係を有する者以外による調査のための提供を禁ずる旨定められた (Banking Law, § 36, subd. 10; id, Section 41, subd. 2; Sanitary Code of the City of New York, Section 33)。ところが、右のよつた法律が存するのみで、学校記録の性質について取扱へられておらずだ。

最後に、ハーマー・ヨークの権利の存否を検証した。ブラックストーン (BLACKSTONE) の英法釈義 (COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND)、ジョン・スチュアート・ミル (JOHN STUART MILL) の自由論 (ON LIBERTY) など、判例によつて検証した。ところ、子供の教育に関する親の権利は、家庭で適切な教育をださなければ、学校教育情報の公開すべき事の保護 菊原

への通学を強制されないほど強い。子どもは国家の单なる創造物ではなく、子どもを養育し、その運命を導くものは、高い義務と一体となった権利をもつとした。そして、子どもの発達と進歩にあわせて、右の権利を行使し、義務を履行するため両親に提供する手段を決定する場合に、コモン・ロー上の記録の調査に関する一般原則が参考となる。いわゆる、学校記録が、公記録か私的記録かは重要な意味をもたない。

ただ、記録が、厳密には、公記録でなくとも、また、当該記録を調査する権限を有する者もしくは有しない者を規定する制定法がない場合でも、当該記録を公務員が保持すべきよう法により要求されたという事実によって、利害関係人に当該記録の調査権を認めた先例もある。

本件記録は、厳密に言えば公記録ではなく、調査権を有する者、有さない者を定める制定法も存しない。しかし、「本件記録は法により保持すべき」とを要求されており、また「過去の判例では」、地方教育委員会の委員および公務員は、公務員法 (Public Officers Law) 二条にいう公務員であると判決された。……両親がその子どもの学校記録に有する明白な『利害関係』を認めるための一層の権限の引用は不必要である。それゆえ、われわれは、両親が当該記録を調査する権限を有すると法律問題として判決しなければならない。」このことは、病人が病院の記録を調査するコモン・ロー上の権利とも調和している。ニューヨーク州の教育長官の政策にも合致する。

以上のように述べ、本裁判所は、憲法、制定法などに明文の規定がないにもかかわらず、親が学生の記録を調査する権利を認めた。

この判決は、後の判例にも引用され、親の学生記録へのアクセス権を承認した例として高く評価されている。た

ルアーリー、リニー・マーク州では、この判決は続いたとして、次の判例が、例としてあげられる。

イ Johnson v. Board of Education of City of New York, 220 N. Y. S. 2d 362 (1961)

本件は、原告 Ethel B. Johnson が、在学中の記録を調査するため、リニー・マーク市の教育委員会を被告として、裁判所に出訴したものである。原告は、被告とは関係のない不法行為によつて、ひどい脳障害をうけ苦しんでいた。被告は、原告による在学記録の開示要求を、秘密 (confidential) であるとして拒否した。

リニー・マーク州の高位裁判所は、「ランナーパー判事 (B. BRENNER, J.) が法廷意見を書かず、請求を認めた。すなわち、前記の Van Allen v. McCleary 判決を引用しながら、「記録が秘密 (confidential) であるとする反論につきしては、それは、『両親が、法律問題として、適切な保護のため、当該情報への権限を有する』」と判決された。」

このようにして、本判決は、原告の請求を認め、学校記録への調査を認めた。

以上、リニー・マーク州における判決にみると、リニー・マーク州においては、親または学生本人による記録へのアクセスの道が開かれたといつてよろしいやうである。

カ カルifornia、リニー・マーク州における判例としては、現在係属中の刑事訴訟手続において弁論書の作成のため、特定の高校のクラスの生徒の氏名、住所を開示するよう求めた訴訟において、リニー・マーク州の高位裁判所はその請求を、当該目的のみに使用するところ限定的な調査として認めた例がある。⁽²⁾ また、学校が当該生徒の間で秘密 (confidence) の関係を前提として収集した資料について、これを第三者に開示することは違法や詐説可能な行為

が構成するが、原告たる学生と親が隠された情報について充分な立証をばなし得ず、これが理由として権利救済を求めた訴えを棄却した例である。⁽⁴⁾

H Growick v. Board of Education of City of Albany, 39 A. D. 2d 785, 331 N.Y.S. 2d 906 (1972)

本件は、ハーレー・マーク州の Albany High School の生徒であった Growick との両親（原告、控訴人）が、 Albany 市教育委員会（被告、被控訴人）に対し、学校記録の開示を求めたものである。Growick は、右校在学中に、学友からの暴行を受け、あるいは碎かれた。一九七一年四月一六日は、控訴人は、右校校長の口頭審理（oral examination）による面接詐証書（deposition）を求める告知を送付した。やがては、右校および右教育委員会の保有する当該学友についての学校記録（school records）を含めた全記録の提出が要求されたため、被控訴人は右告知を取消す前の防禦的命令のための申立の告知を送付した。ハーレー・マーク州の高位裁判所の Special Term は、原告が、右の秘密（confidential）の記録提出のための充分な基礎づけをしてこないことを理由と、原告の請求を棄却した。このため原告が控訴した。

ハーレー・マーク州の高位裁判所の控訴部（Appellate Division）は、原判決を変更し、それを条件として維持した。そして、以下の如くだ。やだね。

「われわれは、要求された記録が性質上秘密（confidential）であるから Special Term は同意するけれども、本件においては秘密（confidentiality）の権利は、控訴人の権利に譲歩したくねばならぬ。告知または知識がある場合の訴訟原因（cause of action）を確立するための証明されねばならないため、要求された情報の開示は拒否

アーネルルルがやあな。しかしながら、やれらの記録の秘密および未成年の学生 (infant student) や保護者やねんこ
う要求のため、開示は制限されねばならぬ。……

法および事實により、攻撃したといわれる者の本件暴行以前の暴行的性向の記録を、審理 (trial) ルルシド審査
(examination) の上で使用されるため被控訴人に提出するよう、本命令を修正し、そして修正に従ひて、被控訴
人ルルのよみ知られぬことを条件として、費用なしに、民事訴訟手続規則 (Civil Practice Law and Rules)
三一〇回条に従ひて命令の審査中のじかなる時でも申請に不利にならぬと、認ぬ。

本判決は、以上のようすに述べ、学生の秘密の保持とアクセスとの調和をはかりながら、その開示を認めた。また、
本判決は、リリー・マークにおける中間控訴裁判所のものである兵山注田やねぬ。

ナ Merriken v. Cressman, 364 F. Supp. 913 (E. D. Pa. 1973)

本件は、Stewart Junior High School の八年生 Michael Merriken ルルの母親が原告ルル、Mont-
gomery County Commissioners 同校の校長、同校のある地域の学校委員会などを被告ルル、Critical Period
of Intervention (CPI) ル名でけられた計画の遂行に関連して出訴した。本計画は、薬物濫用防止を目的ルルル
のやあるが、潜在的濫用者の識別、必要な干渉の準備等を含む行為をなす地方の学校区に補助金を支出するものや
あった。被告が、右計画の実施について、事前の承認なく開始しようとしたため、原告は、これによりプライバシー
の権利が侵害された等の主張をした。判例に引用されたものとしては、潜在的濫用者の判定資料として、家庭がど
の程度親密か、お休みのキスをしていたなど、が収集されたようである。

ペンシルヴェニア東部地区連邦地方裁判所は、本計画が原告らのプライバシーの権利を侵害するとして、原告の請求した injunction を発した。

力小括

これらの判例をみてくると、次のような点に留意しておく必要がある。まず、これらの判例で問題とされたのは、プライバシーの権利⁽⁷⁾の内容として学生記録を保護するか否かであった。ところで、合衆国においては、伝統的に学校運営上生じた問題については消極的であったが、一九五〇年代以降によく、積極的な立場が転換したといわれる⁽⁸⁾。連邦最高裁判所も、有名な Tinker 判決⁽⁹⁾において、ベトナム反戦のため高校生の行った黒腕章の着用を、生徒の象徴的な行為であり、連邦憲法の表現の自由による保護対象となる旨の判決をなし、積極的に学校内の問題に判断を加えた。このような判例の流れが、前にあげた諸判例を検討する際には見逃しえない。

次に、学生と教師との間が秘密 (confidentiality) を媒介とする関係であり、この秘密が、コモン・ロー上の保護、あるいは、プライバシーの権利の内容とみられるとするような動きがある。これは、わが国においても同様であるが、医師と患者、弁護士と依頼人などの関係は、特別の法律上の保護がなされる。合衆国では、このような関係にもとづく意思交流を秘密 (confidential) のものとして、訴訟法上保護をしてくる。教師と学生の関係も、まあに右のような関係に立つと言えよう。従って、これがなすれば、教師は収集した学生に関する情報を原則として第三者に開示しえないとみなさる⁽¹⁰⁾。

また、前記諸判例は、國父原理 (in locoparenti doctrine) を克服してきたものである⁽¹¹⁾。この原理は、一九三四年

年⑨ Hamilton v. Regents of University of California, 293 U. S. 245 (1934) 判決による概要れば、大学の在学生は、権利ではなく特権であるべきだ。つまり、この原理は、国が親にかねて子供の教育し、その機関たる学校は、子供の利益のために活動するものとの根柢を有し、学校による自由な情報の収集、保有、利用の根柢であるべきだ。この判決は、一九六〇年の In Re Gault 判決よりも大変修正されたといふのが、前記判例理謬ばかりの流れであるのである。

- (一) ⑩ 記録漏洩による分析した判決は、Carey, Students, Parents and the School Record Prison: A Legal Strategy for Preventing Abuse, 3 J. L. & EDUC. 365 (1974) Comments, 14 J. FAM. L. 255 (1975), MILLINGTON, THE LAW AND THE COLLEGE STUDENT—JUSTICE IN EVOLUTION, 441–463 (1979)
- (二) ⑪ さて、第一回は、この高位裁判所が、第一審判所たる性格を有する上級法院が第一審として機関とする。たゞ、田中英夫・英米の同法一五七頁参照。(一九七〇)。
- (三) Marno v. New York City Board of Education, 289 N. Y. S. 2d 51 (1968)
- (四) Blair v. Union Free School District # 6, Hauppauge, Suffolk County, 324 N. Y. S. 2d 222 (1971)
- (五) 田中・註(二) | 五七頁参照。
- (六) 田中・註(二) | 五六頁参照。
- (七) 最近のトラインハーフィーの論議によるべきだ。即ち、「情報公開・プライバシー」ハーフィー監修増刊七回(一九八一)「情報公開と現代」法律セミナー増刊(一九八一)の論議文によると、その文庫田嶽等参照。たゞ、本稿の関連では、Ruebhausen and Brim, Jr., Privacy and Behavioral Research, 65 COLUM. L. REV. 1184 (1965); Carter, Harris III and Brown, Privacy in Education: Legal Implications for Educational Researchers, 教育情報の公開とプライバシーの保護 桂原

5 J. L. & EDUC. 465 (1976). ^{たゞ} Henkin, Privacy and Autonomy, 74 COLUM. L. REV. 1410 (1974).

(8) 佐藤岱「トマコカ合衆国憲法の表現の自由」香川大学教育学部研究報告第1編第1号 17頁 (1974)。

(9) Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 393 U. S. 503 (1969). ^{長井}久保

田^あ・判例批評 [1971-1] トマコカ法[11]九頁。

(10) 奥平康弘「内申書裁判と教育裁量」法律時報五二巻八号六七頁 (1981)。 ^{たゞ} MIRONI, The Confidentiality of Personnel Records: A Legal and Ethical View, 1974 LAB. L. J. 270; Note, 129 U. PA. L. REV. 123 (1981).

学校等による教育記録の収集保持等には多くの危険が伴うが、学生と教師との関係においては、事柄の性質上、両者間に^{たゞ}する情報交換、とりわけ学生を教育する目的のため教師による情報の収集・保持は不可欠である。人間は人間的環境の^{たゞ}と文化との接触のなかで、学習を通じて発達するところわれるが、それが試行錯誤を含んだ同化と調節のたゞらの均衡への過程であるため、教育は学生に^{たゞ}必要な情報の収集・保持が可能となるべきだあるとするべく。

(11) Mattessich, the Buckley Amendment—Opening School Files for Student and Parental Review, 24 CATHOLIC UNIV. L. Rev. 588, 589-592 (1975)

(12) supra, note 11, 591.

II 家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律の成立

1 概 説

家族の教育上の権利^{Family Educational Rights and Privacy Act} 法律 (Family Educational Rights and Privacy Act 法律)

「本法」といふ)は、連邦の九三議会の法律三八〇号の一部として制定され、その後に、九三議会の法律五六八号により大幅修正を受け、それに九六議会の法律四六号により技術的な修正を受けて、現在に至っている。⁽¹⁾本法は以下に述べるよう⁽²⁾に通常の形での立法資料、たとえば、委員会の報告書等がほとんどなく、解釈上も多くの問題を含んでいる。いわゆるはじめに九三議会の法律三八〇号による原形を概観し、次に、法律五六八号による修正点をめぐる問題をみてみよう。

2 法律三八〇号

九三議会においては、わが国でもしばしば紹介された連邦のプライバシー法 (Privacy Act of 1974) が成立するなど、プライバシーの問題が大きく取扱われた。

一九七四年五月九日にベックレイ (Buckley) 上院議員は、最終的に一九七四年の教育修正法 (Education Amendments of 1974) として成立した当時審議中の法案に、「親および学生の権利およびプライバシーの保護」(Protection of the Rights and Privacy of Parents and Students) と題して、家族の教育上の権利およびプライバシーに関する本法の案を追加するよう表明した。この追加は右のように法案審議の過程でなされたものであり、多くの法案が委員会の報告書等提出を受けて議会で審議をつくした上で成立するという場合とは異なる。

バックレイ議員は、まず、数年来、全米において個人の生活や仕事に関する情報・資料等が秘密裡に編集・公表される傾向によって生ずる諸々の危険や不公正について調査がなされ、明らかにわたるかだらう、まだ、公衆の右

の点がプライバシーや市民的自由に対する脅威である」とを認識しており、議会にもいくつかの法案が提案されてきたことを指摘した。しかし、バッレイ議員は、同時に、プライバシーの侵害について一般的な問題として広く議論がなされていても、アメリカにおいて最大クラスの秘密のファイルを保持し、かつ組織的なプライバシーや個人的権利への侵害を行っている可能性のある教育機関にほとんど注目がなされてこなかつたことも指摘した。その上で、生徒の学校記録が日常的に政府等により利用されながら、親や学生・生徒自身も、当該記録へのアクセスがほとんど否定されてきたこと——この点については、ディボキイ(DIANE DIVOKY)⁽⁴⁾の「秘密の学校記録がいかにあなたの子どもを傷つけうるか」と題する論文⁽³⁾を引用しながら、——の重要性を訴えた。また、学校による弁明、特に記録の保持・利用が「学生の最善の利益」(in the best interest of the student)に従つてすべてなされたとする弁明についても強い批判を浴びせた。

本法は、一九七四年八月月二一日にフォーダ大統領により署名され、九〇日後の一一月一九日より施行された。

本法は、バッケレイ議員によれば、親の権利を回復させ、プライバシーを保護するよう求めるものであり、具体的には以下のようなことをその目的とする。第一に、親がその子どもの学校の記録にアクセスする権利を有するなどを確保するよう助けること。第二に、学生およびその親についての記録および一身上の資料等の濫用や不適切な開示を防ぐことを助けること。第三に、学生記録がほとんどの第三者に開示される前に、親の同意を要求すること。第四に、子どもが一定様式の試験を受ける時などには、事前に親の同意または告知を要求すること。第五に、教室

内で使用される教授上の資料を、要求により親による審査のために使用させぬべし。れいはんの五つの点とともに、保健・教育・福祉省 (Department of Health, Education, and Welfare)⁽⁶⁾ の長官に、政府の権限にある調査その他の資料収集活動に關し、学生およびその家族の権利およびプライバシーを保護するため、適切な手段を採用するよう要求する。

3 法律五六八号による修正

学生およびその家族の教育上の権利およびプライバシーの保護を目的として成立した本法は、制定当時までは、あまり知られたものではなかつたが、制定後は、一転して、多くの問題が提示され、訴訟も多数提起された。そして、修正を求める動きも活発となり、制定直後に修正を受けることとなつた。

これにはいくつかの要因があつたが、第一に、本法が既に見たように、あまりにも急いで立法されたものであつたため、その適用に関し様々な疑義が生ずる余地があること、第二に本法はもともと初等・中等の教育機関・施設（わが国の特に小学校、中学校に対応するレヴェルの諸機関）における問題の処理を目的とされ立法が計画されてきたのであるが、高等教育機関・施設においても教育記録の開示・プライバシー保護等についての問題も初等・中等の教育機関・施設における問題と同一であるといきわめて安易な基礎によって、本法の適用が高等教育レヴェルにも及ぶことになつた。」ことに対し、「高等教育に関連する諸機関・団体等が、「推薦状における秘密保持」「両親の財産記録への学生本人によるアクセス」「学生本人による精神記録へのアクセス」などに問題あるとして、

本法の実施の延期を主張⁽⁷⁾した。

これに対し、学生団体は本法を支持する旨の主張をし、また、本法の目的とするプライバシー保護に関する訴訟も多數提起した。⁽⁸⁾

連邦議会においては、本法の施行日である一九七四年一月一九日に、カーチス（CURTIS）上院議員が、本法に関連する文献をあげており、それが記録されている。⁽⁹⁾同年一月二三日には、マッキンタイヤ（McINTYRE）上院議員による本法に対する疑義および修正意見の表明にはじまり、⁽¹⁰⁾バックレイ、ペル（PELL）両上院議員による修正法の提案、共同説明書の提出、さらにそれらをめぐる議論がなされた。⁽¹¹⁾

まず、マッキンタイヤ議員は、本法に以下ののような疑義が存し、修正を求める意見を述べた。すなわち、本法は、文言上、それが早急に作成されたため、学校職員に重大な疑問が生じており、文言の変更、明確化を要求した。具体的には、第一に、推薦状の秘密部分の取扱につき、修正法施行の一九七五年一月一日前に作成された推薦状の秘密部分について、公平の見地、またコモン・ロー上の秘密特権（common law privileges）により、開示すべき必要のないこと、第二に教育記録の明確化、第三に、記録の保存を要求していない点に関する、本法の目的が、最小限の記録が保存、使用される場合に最もよく達成されることを指摘した。⁽¹²⁾

ついで同日、バックレイ上院議員も、本法が通常の立法史を有せず、これにより、必要な規則を作成する基礎となる適切な記録を保健・教育・福祉省も有してしないこと、あいまいな点が存するとの認識を認めた。そして、修正法を提出し、ペル議員との共同説明書（Joint Statement in Explanation of Buckley / Pell Amendment）を提

出した。

次に、右修正法の大略を述べておいた。九三議会の法律五六八号のタイトルは、「図書館および情報サービスに関するホワイト・ハウス協議会」(White House Conference—Library and Information Services) であり、この法律の後半部分が、九三議会の法律三二八〇号の一部として成立した「家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律」を修正するものである。

バックレイ・ペル共同説明書によれば、修正前の法の目的は、親および学生の学校の教育記録へのアクセスと、同意なしに記録を譲渡するとの制限にあるとし、ただ、規定が不明確という欠陥を有するとする。この欠陥は、上院レギュルで提出されたことと聴聞・委員会報告書のようないくつか伝統的な意味での立法資料がないことにある。それで、修正法は、本法の規定の一部削除、その他明確化を行うことを目的とする。第一に、本法の適用が及ぶ機関を「教育機関・施設」(educational agency or institution) にて明確に定義した。第二に、親が子どもの教育記録の内容を争うる権利を付与されているが、これについて多くの疑義があつたので、① 親が記録の内容を争うための聴聞を求める時期等についての規定整備、② 本法の対象となる記録を教育記録 (education record) として明確化、③ アクセスできない場合についての規定の準備、④ 手続規定の整備、をした。第三者への情報の譲渡禁止については、厳格にするため、個人の「直接的情報」(directory information) についての取扱をゆるめぬ等、また、高等教育機関における問題多発にかんがみ、推薦状につき一九七五年一月一日前に作成したものをお非公開に、また親の財産記録への学生本人によるアクセスの制限、学生によるアクセス権の放棄の法定、

たがいに付ける、あるいは、教育情報を開示しての第三者が列挙し、教育情報の収集、利用のプライバシー保護との調和を図った。

さて、右の二つは修正案の二つは、二つとも議論があるが、特に上院におけるマントー（MONDALE）議員は、学生に付与された権利の放棄についての議論が注目される。⁽¹³⁾ 併議員は、中等後の教育施設（post-secondary institution）が、うども選択したくない「一般的放棄」（general waiver）を要求するにいたり、それが、それを秘密陳述書（confidential statement）では推奨状のため適切な時に放棄を依頼し得る。⁽¹⁴⁾ などと答えていた。

- (一) 本法を取扱う文部省に付する、並ての二つのがある。MILLINGTON, THE LAW AND THE COLLEGE STUDENT—JUSTICE IN EVOLUTION, 432-441 (1979); Mattessich, The Buckley Amendment—Opening School Files for Student and Parental Review, 24 CATHOLIC UNIV. L. REV. 588 (1975); Comment, 14 J. FAM. L. 255 (1975); Notes, 61 I.A. L. REV. 74 (1975); Comments, 70 NW. U. L. REV. 293 (1975); Notes, 52 S. CALIF. L. REV. 1163 (1979); Spain, Access to Student Records in Wisconsin: A Comparative Analysis of the Family Educational Rights and Privacy Act of 1974 and Wisconsin Statute Section 118.125, 1976 WIS. L. REV. 975; Carter, Morris III and Brown, Privacy in Education: Legal Implications for Educational Researches, 5 J. L. & EDUC. 465 (1976).
(a) 120 CONG. REC. 13591. たゞ、シカゴ市議会は、提案式の議論によつて、数人の議員が、学生の記録保護、特に「個人的隐私」（個人の秘密）の保護を主張した。議長（Goldwater）の発言（120 CONG. REC. 8945）、国際連合のトニー・ケンプ議員（Jack F. Kemp）の発言なども（120 CONG. REC. 9633）。トニー・ケンプ議員が、

それ以後の「個人の問題」について発展を重ねてゐる。

- (3) たゞ、 Divoky, Cumulative Records, Assault on Privacy と題文から推定するに、(120 CONG. REC. 9633, 36528)。

- (4) 120 CONG. REC. 13952.

- (5) たゞ、保健・教育・福祉省は、一九七九年の教育省組織法 (Department of Education Organization Act) によれば、本稿で取扱う事項は、教育省の権限に属する。

- (6) 120 CONG. REC. 39862-39863, JOINT STATEMENT IN EXPLANATION OF BUCKLEY / PELL AMENDMENT

- (7) 120 CONG. REC. 41381-41382.

- (8) 120 CONG. REC. 41382-41383, NATIONAL COMMITTEE FOR CITIZENS IN EDUCATION, CHILDREN, PARENTS AND SCHOOL RECORDS (1974) 参照。たゞ、次註参照。

- (9) 120 CONG. REC. 36528-36535.

- (10) 120 CONG. REC. 39858-39859.

- (11) 120 CONG. REC. 39859-39866, 40巻 11頁 一九四参照。

- (12) supra, note 10.

- (13) 120 CONG. REC. 39864.

- (14) 120 CONG. REC. 39864.

四 家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律の構造

1 概 説

一九七四年の家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律は、前述のように、学生の教育上の諸記録について、学生およびその親がアクセスする権利等を有することを認めた画期的な法律である。

本法は、従来、州法および連邦・州の裁判所の形成した判例法などによつて規制されてきた教育記録の取扱いにて定める最初の連邦法である。州法・判例法等による規制が多くの欠陥を有するものであつたことは既にみてきたところであるが、⁽¹⁾ここでくり返せば、第一に、学生本人・親がその教育記録へのアクセスを認められていないことが多く、第二に、右の状況とは逆に第三者（たとえば、就職、進学希望先の者、警察など）に対しては、当該教育記録の閲覧等を許していたことなどが学生、その親のプライバシー保護に大きな障害となっていた。本法は、まさに右の点の修正、すなわち、親もしくは学生本人による教育記録へのアクセスの承認、第三者への開示には親または学生による同意を要するなどをその目的として制定されたものである。そして、この目的達成のため、連邦の補助金を受領する教育機関・施設に、右補助金の交付拒否、打切りを制裁手段として法定している。

本法は、右のような構造を有するため、その評価をなすためには、以下のような点の検討が要求される。すなわ

や、

第一に、州法との関係である。すなわち、本法は連邦法であつて、しかも、連邦の補助金交付の有無を唯一の制裁手段として、州および地方団体レギュルの各種教育機関・施設の教育記録の開示、およびプライバシー保護を要求する。そこで、まず、本法のような法律制定が連邦憲法レギュルでいかなる根拠を有し、またどのように評価すべきか、さらに本法の制定により州および地方団体レギュルの法にどのような効果を有するかが検討されねばならない。

第二に、本法の適用の及ぶ教育機関・施設の問題がある。これは、前述のように、本法の制定直後の修正でも問題点の一つであった。

第三に、本法において親・または学生には四種の権利が付与されたが、これらはすべて教育記録（education record）について認められたものであり、この教育記録の意義・内容も重要な意味を有する。これも、修正の大変な問題の一つであった。

第四に、本法によって認められた権利の検討である。本法は、第一に、親および学生に教育記録へのアクセスを認め、第二に、学生の教育記録のプライバシーの権利、すなわち教育記録を第三者に開示する場合には、原則として親または学生の同意を要するものとし、第三に学生の教育記録の内容を争うための聴聞の権利を認め、第四に、教育記録についての告知を受ける権利を法定した。これらの内容についての内容を具体的にみてみる必要がある。ただし、若干断つておかねばならないことは、本法についての判例の蓄積は未だ充分とは言えず、以下の紹介は、

法律およびそれに基づく規則の紹介にとまる点が多い」とある。

(1) 12で検討した生徒記録の収集、保持、公表のための指針と題する報告書を参照せよ。

2 州法との関係

元来、教育事項は州の権限に属している。合衆国では周知のように連邦制を採用しており、連邦政府が有する権限は、連邦憲法によりその権限とされたものに限定され、それ以外の権限は特に禁止されていない限り、すべて国民または州に留保される（連邦憲法修正一〇条）。従つて、連邦政府は、軍事、外交上の事項の他、いわゆる連邦・州際事項等の明示に委任された事項の他、默示に委任された事項に権限を有するとされる。連邦政府は、一般の福祉増進目的のため、特定の政策を立案し、連邦の補助金等の資金の交付、不交付によりその実現を図ることがあり、これは、右にいう默示的委任権限の一つであるといわれる。本法も、この一例である。⁽¹⁾

本法は、教育機関等に学生の教育記録の取扱につき、親および学生本人へのアクセスの承認、事前同意なしの第三者への当該記録の開示の原則的禁止等を求め、この要求に服さない場合には、一定の手続の後、補助金を打切る旨定める。

本法制定後においては、学生記録へのアクセスを規制する州法は、連邦制定法先占理論（principles of the federal statutory preemption doctrine）によるその役割が決定される。すなわち、同一事項についての州法は、連邦憲法の主権条項により、本法にとってかわられる。しかし、本法の適用は、連邦資金を受領する教育機関のみ

ドおひで、それ以外については、州法により規制がでない。また、本法 a 項 1 号 A は、本法の定める内容以上について州法が定める余地（上位法上のもの）を認めてこらへ解されね。

(1) ジの如きのトセ、Comment, 70 N. W. L. REV. 293 (1975) が詳細である。ジのトセ、The Federal Conditional Spending Power: A Search for Limits の題するので、連邦政府が補助金の交付を条件として各種政策を行つてあるトセ、および本法の性格について詳細な検討をあら。

(2) 本文で述べたように、本法制定前に教育記録の取扱に関する州法が存在する場合に、当該州法が本法制定後、どのような取扱いのかは興味ある問題である。ハイベローハン州に關し、Splain, Across to Student Records in Wisconsin: A Comparative Analysis of the Family Educational Rights and Privacy Act of and Wisconsin Statute Section 118, 125, 1976 WIS. L. REV. 975

3 教育機関

本法において、「教育機関・施設」(educational agency or institution) とは、連邦の教育計画の下で、補助金を受領する公的または私的な機関または施設である(△項三回)。ジの如きに、教育計画については、合衆国法典 I/O 編 I-II-1 条 C 項 1 号に定義があり、それは、同法典 I/O 編 III-1 章が、特に適用を除外されていてる場合を除き、適用されるすべての計画である。本法の適用を受ける機関・施設は、右のように定義された「教育機関・施設」であり、ジの定義は修正法の重要な柱であった。ジの定義により、以下のよんだ点が明確となつた。すなわち、第一に本法の各条項の適用について統一がなされ、これにより、本法の適用だけでなく他の法規との関連について

あるの範囲が明らかとなつた。第一に、右のよつた一般的定義により、適用機関を列挙するに付ける定義に合致せざりに本法の適用外となる機関が存する可能性をなべしめた。第三に、明文で適用計画に参加する機関・施設の定義を画したため本法が教育総局（Office of Education）および執行のため同総局長に委任された諸計画にのみ適用されることが明確となつた。

(一) JOINT STATEMENT IN EXPLANATION OF BUCKLEY / PELL AMENDMENT, 120 CONG. REC. 39862.

(2) 一九七九年の教育省組織法の制定により組織の改組等があり、本法は教育省長官が行政的責任を有する連邦の計画により資金を受領する教育機関・施設に適用される。34 C. F. R. § 99. 1.

4 教育記録

「教育記録」(education record) の定義は、前述のように修正法により加えられたもので、同法のキー・ポイントでもある⁽¹⁾。これは教育記録を無制限に広く解すれば、本法の運用上大きな問題が生じ、実際上、教育機関・施設による記録の収集・保持・利用に障害となることを認め、その定義といへりかの適用除外を法定したのである。本法では、教育記録を以てのよつて定義する。やだね。

「本条によつて、『教育記録』とは、Bに規定されたものの他を除き、記録、ファイル、文書、その他以上の資料 (records, files, documents, and other other materials) を意味する。

(i) 学生に直接的に関連する情報 (information directly related to a student) を含むもの

(ii) 教育機関・施設により、または当該機関・施設のために行行為する者により、保有されているもの。⁽³⁾
である。教育記録に含まれないものは、① 指導・監督・行政の職員の私的な記録、② 法執行記録、③ 雇用記
録、④ 医療記録、の四種と、入学者選抜に関する記録である。以下、これらの内容についてみてみよう。

ア 教育記録に該当する情報

前述のように教育記録に該当する記録は、① 学生に直接的に関連する情報を含むもの、および、② 教育機関
・施設により、または当該機関・施設のために行行為する者によって保有されている記録・ファイル・文書・その他
の資料である。⁽⁵⁾ この定義は、バックレイ議員とペル議員の共同説明書によれば、教育機関・施設が当該学生につい
て保有しているすべての情報について、親または学生が知り、審査し、争うことができるよう、——若干の例外を
除いて——法定したものであるとしている。従って、ここでは、教育記録につき、その範囲を広く解すべきことを
求めていると思われる。

右の規定によれば、第一に、学生に直接的に関連する情報を含むものが、教育記録に該当する。具体的には、学
生の氏名、住所、電話番号、誕生の日時・場所、主たる研究分野、公的に認められた活動およびスポーツへの参加、
競技チームのメンバーとしての体重と身長、出席日数、取得した資格および賞、学生の最終在学教育機関・施設、
その他同様の情報が含まれる。⁽⁶⁾

また、最近多くの教育機関は、過度と思われる程の情報を収集しているが、ここにいう教育記録には、学生の評
点、懲戒記録、健康情報、カウンセリング記録、性格評価、職業適性検査の結果、教師の評価なども含まれると解

かれている。

以上の各種の情報のうち、直接的に学生に関連する情報（直接情報）は、後にみるよう同意要件の除外がある点に注意しなければならない。

イ 教育記録に該当しない情報

修正法により、前述のように教育記録の定義と適用除外が明文化された。以下に検討する適用除外は、前述の教育記録の定義を一層明確化するとともに、教育機関の行う情報収集・保持・利用と学生およびその家族のプライバシー保護との調整を図るものもある。もともと本法は、プライバシー保護のために一般的に教育記録を定義し、その保護の必要ない場合等を特にその適用除外として法定したわけであるから、適用除外を解釈するにあたっては、これを厳格に行う必要がある。⁽¹⁰⁾

a 指導・監督・行政の職員の私的な記録 教師・カウンセラーその他指導職員の個人としてのプライバシーを保護するため、これらの者の私的な記録は、教育記録から除外される。すなわち、「指導・監督・行政職員および教育職員 (instructional, supervisory, and administrative personnel and educational personnel) の付属物であって、作成者のみに所持され、代理人を除く他のいかなる者にもアクセス不可能または漏示されない記録」は教育記録から除外される (a 項四号B(i))。

たとえば、個々の学生のグループの取扱方についての教師の評価帳およびノートは、たとえそれが学生に関係があり、教育機関のために活動する者による保有であり、教育記録についての一般的定義に該当するようにはみて

も、教育記録からは除外される。また、教師や医師など個人としての学校職員によって作成されたノート、たとえば教師の日常的な記録帳なども、それが他人に漏示されず、親や学生にも提供されないため、ここにいう教育記録からの除外例の一つである。⁽¹¹⁾

い)のような記録を非公開とした理由は、第一に、当該記録保持者自身のプライバシー保護をはかるとともに、当該記録のもの教育上の効果を滅失させないためである。第二に、い)のような記録は、過去、第三者への漏示等の問題がほとんどなかつたことによる。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

b 法執行記録 現代において学生に関する記録のうち、法執行記録 (law enforcement records)、保護記録 (security records) などは、最も恐れられているものである。本法は、法執行記録を教育記録から除外している。すなわち、

「法執行部職員 (personnel of a law enforcement unit) が、本条b項一号 [事前同意なしの第三者による記録のアクセスを規定する——筆者註] による教育記録へのアクセスをしない場合、当該法執行部の以下のようない記録および文書、

(I) 教育記録とは全く別に保有されたもの。

(II) 法執行部のためのみに保持されたもの。

(III) 同一管轄の法執行公務員 (law enforcement officials) 以外の者に提供されないもの。」
が教育記録より除外される (a 項四号B ii)。本法の法執行記録に関する保護は、当該記録の存在によって生じた

心配を消去するのではなく、過去に存した以上にプライバシー保護をなすことにある。規定から明らかなるように、ここでは教育目的のための教育記録とそうでない法執行記録とを峻別し、また、通常の法執行機関が本法にいう教育機関には当らない。ここで、除外の主たる目標となっているのは、法執行部を有する教育機関（たとえば、キャンパス内の安全保障的権限を有する大学とか、スタッフに少年事件担当者をかかる学校区など）である。

本法では、まず、学生に関する法執行記録は、法執行部職員が、学生・親の同意なしにアクセスしうるという規定⁽¹⁴⁾による教育記録へのアクセスをしない場合にのみ、除外例としている。従って、当該機関の法執行とは関係のない学生の教育記録が、同意要件の例外の一つとして法執行機関に提供された場合、当該学生に関する法執行機関の記録は、教育記録の除外例には該当せず、これらの記録は本法の保護の対象となる。

このような要件、すなわち、当該記録が教育記録に該当せずに法執行記録として取扱れるためには、法執行職員は事前同意なしに通常の学生の教育記録にアクセスしてはならないという要件は、大きな意義を有する。すなわち、本法は原則的に、教育機関内部において正当な教育上の利益を有する職員が、事前の同意なしに教育記録へアクセス⁽¹⁵⁾しうるとしており、法執行職員は正当な教育上の利益を持たないと考えられる⁽¹⁶⁾。

次に、前記規定の後半部分は、教育記録に該当しない記録および文書を三種あげているが、これらはその規定内容が明確であり、また、教育記録に該当しないとされた法執行記録は、法執行に関連した決定でのみ用いることをその目的とする。

最後に、通常の懲戒記録は、それが通常は教育職員によって保有されるため、教育記録と解されている⁽¹⁷⁾。

c 雇用記録 第三に、教育記録から除外されるものとしては、雇用記録がある。すなわち、「教育機関・施設に雇用されているが、当該機関・施設には在学していない者の場合、業務の通常の方法において作成・保有された記録で、被用者として当該人物の能力に独占的に関連し、かつ、他の目的には提供されない記録」

も教育記録から除外される（a 項四号B iii）。

右の文書から明らかなるように、ここで除外されたのは、当該教育機関・施設に在学する学生の記録ではない。従つて、勤労学生であっても、在学する当該機関・施設で働く場合には、当該学生の記録は教育記録として取扱れる。右の議論からすれば、ここで問題となるのは、学生が自己の在学していない機関・施設で働く場合であり、ここで雇用記録が教育記録から除外される。しかしながら、本法の要求する要件はかなり厳格である。すなわち、当該雇用記録が、① 業務の通常の方法において作成・保有されていない場合、② 被用者としての当該人物の能力に独占的に関連していない場合、③ 雇用関係以外の目的に使用された場合、には、教育記録から除外されず、本法による保護の対象となる。

d 医療記録 第四に、一八才もしくはそれ以上の学生、または中等後の教育機関・施設に在学する学生の医療記録も教育記録から除外される。すなわち、

「一八才もしくはそれ以上の学生、または中等後の教育施設に在学している学生の記録で、内科医、精神科医、心理科医、またはその他承認された専門家または助手が、その専門家または助手としての能力によりなした行為、

またはその能力によりなした助力行為によって作成もしくは保有されたものであつて、かつ、学生への取扱規定に関連してのみ作成、保有もしくは使用され、もとに、当該記録が学生の選択による内科医またはその他適切な専門家によって個人的に審査されることを除き、当該取扱を定める者以外の者に使用されない記録」
が、教育記録から除外される（a項四号B iv）。

この規定は、修正法により付加されたものであり、効果的な医療活動のために必要であつて、学生によるアクセスがしばしば何らの医療的効果もうまないからである。

右の定義には、いくつかの留意すべき点がある。第一に、対象となる医療記録は、一八才もしくはそれ以上の学生、または中等後の教育施設に在学している学生の記録である。従つて、反対解釈をすれば、一八才未満の学生および初等・中等教育施設に在学する学生の医療記録は教育記録である。また、家族のホーム・ドクターにより収集・保有された記録も、教育記録に含まれないことも言うまでもない。

第二に、記録が専門家又は助手により学生の「取扱規定」（provision of treatment）に関連してのみ保有され、使用されねばならないことである。⁽¹⁸⁾

第三に、学生の選択による専門家（医師、精神科医など）が、当該学生の医療記録にアクセスすることができる。これにより、医療記録に含まれた誤解、不正確、不適切な情報の訂正が可能となるし、専門家による審査であるから、より一層効果が期待できよう。

- e 入学者選抜に関する記録 最後に、教育記録に含まれない記録として、一定の場合における入学者選抜に

関する記録がある。これは、明文上規定は存しないが、論理的に推論しうる。すなわち、本法の適用される学生とは、当該教育機関に在学し、または在学したことのある学生であって、入学者選抜のため教育機関が保有した記録は、当該入学希望者が入学した場合にのみ教育記録となりうるのであって、未だ入学していない学生の記録や不合格者の記録などの教育記録に該当しないであろう。

- (13) もうとも、本文で述べたよのど、いの種の記録を教育記録から除外する場合の条件として、① 本人のみによる所持、
② 第二者への漏示、を確認しておく必要はある。

なお、これらの私的記録に含まれた情報の漏示等を管理する」とはほとんじん不可能であり、実際に漏示があつても誰も気づかなかつことが多いであろう。しかし、漏示は、本法の唯一の制裁手段である連邦の補助金打切りの根拠事由となるから、各教育機関の長は、漏示等がないようその職員に求めるようになると思われ、いのいひによつて、ある程度漏示を防ぐことが可能となるら。

(14) 20 U. S. C. § 1232 g (b)(1)’ なお、同意要件の検討については、六五頁以下参照。

(15) 20 U. S. C. § 1232 g (b)(1)(A)

(16) たゞ、上項「よれば」、一九七四年一二月一九日前に制定された州法の内容如何により、第二者のアクセスが可能な場合もある。すなわち、一九七四年一二月一九日前に制定された州法が、当該情報が特に報告され、または開示されるよう要求されている州または地方団体の公務員等は、親・学生の事前の同意なしに教育情報にアクセスしうる。従つて、右のような州法が、教育機関の法執行職員への記録開示を要求等していれば、法執行記録が、教育記録から除去されない」とになら。

(17) *supra*, note 9, 89.

(18) もやんへ、取扱規定には、治療教育活動などを含むものばな。34 C. F. R. § 99.3.

5 親のアクセス権

ア 概説 本法は、親に子の教育記録へのアクセスを認めた最初の連邦の法律である。いれは、議会が、

子どもの教育計画については親に第一次的責任があることを認めて立法したものであり、この親による子どもの教育記録へのアクセスは、まず、子どもの将来を計画する助けとするため必要であり、さらに、学生の記録に綴られる誤った、そして有害な資料を直すことを容易にするために必要である。⁽¹⁾

本法は、親にその子どもの教育記録をアクセス、具体的には、調査し (inspect)、および審査する (review) 権利を与え、この権利を否定または妨げる教育機関等への連邦の補助金提供を禁じている。そして、この調査、審査の要求がなされた場合には、合理的期間内（最長四五日以内）⁽³⁾に、教育記録にアクセスするための適切な手続を定める旨規定する。⁽⁴⁾

イ 親の定義 本法は「親」(parent)について特別の定義をしていないが、親の他、後見人 (guardian) なども含まれる。⁽⁵⁾ 問題は、離婚または別居した場合である。この点については規則にも定めがない。ただし、実務的には、親であることの確認には困難な問題が残る。通常の場合には、パスポート・運転免許証その他の身分証明書があれば充分であろう。しかし、両親が離婚または別居した場合で、裁判所の決定または両親の協議書により一方の親のアクセスが制限された場合には、右の方法では判定できない。そこで、規則では、教育機関は、離婚・別居・監護権 (custody) のような事項についての州法または裁判所の命令が存するという証拠、または存しない旨の法的に拘束力のある証拠が提出されない限り、本法において、当該学生の両方の親とも教育記録を調査し、および審査しうる権利を有すると推定しうる旨定めている。⁽⁶⁾

3 アクセス権の内容 前述のように、本法の定めるアクセス権の内容は、教育記録の調査および審査の権利

である。そして、この調査および審査の権利には、次の二つの権利が含まれる⁽⁷⁾。第一に、当該記録の説明および解釈のための理由のある要求に対し、教育機関・施設から返答を求める権利であり、第二に、教育機関または施設から当該記録の写しを得る権利である。当該機関または施設が写しを提供することを「意図」とが当該記録の調査および審査の権利の行使を効果的に妨げる場合に行使しつつある。この後者は、親の都合のよい時に当該記録を詳細かつ慎重に調査するためには貴重なものである。

右の対象となるのは当然のことながら、当該親の子どもたる学生の教育記録であるが、当該記録に複数の学生が関連する場合には、当該学生に関する部分のみがアクセスの対象となる。⁽⁸⁾

(1) たゞえば、ベラクレイ議員は、教育者が、親が子どもを養育する第一次的な法的・道徳的責任を有していること、基本的な教育目的のために学校に子供を登記しているだけであるかを失念しており、親の価値観や信条とは無関係に、子供の利益を専断的に判断していくことを指摘し、子供の、学生のための情報自由法が必要である旨述べた。120 CONG. REC. 13952.

(2) Notes, 61 I.A. L. REV. 74, 93-94 (1975)

(3) 本文で述べたように、最長四五日以内に行う必要がある。拙稿「教育情報の公開とプライバシー保護」人権新聞111〇印が、日本民主主義。誠摯であるべく、このおねがいと申記正をしておめだら。

(4) 20 U. S. C. § 1232 g (a)(1)(A)

(5) 34 C. F. R. §§99.3, 99.11(c)

(6) 34 C. F. R. §§99.3, 99.11(c)

(7) 34 C. F. R. § 99.11(b)

(∞) 20 U. S. C. § 1232g (a)(1)(A)

6 学生のアクセス権

ア 概説

学生が自分自身の教育上、職業上、その他についての将来を計画し、実行する責任を有するいとは間違ひでもない。しかし、いのいとは、学生の発達にともない次第に具体化するものであり、責任を負うためには学生自身がかなりの判断力を有するいとが前提となる。しかし、何歳になれば右のような判断力を具備しらるかを推定するいとは難しう。

本法は、一八才もしくはそれ以上、または中等後の教育機関（具体的には、カレッジなど）に在学する学生（以下、「権限ある学生」といふべきがある）に対し、教育記録へのアクセスを認めていふ。すなわち、

「本条において、学生が一八才に達した時、または中等後の教育施設（institution of postsecondary education）に在学する場合には、学生の親に要求された許可もしくは同意、および付与された諸権利は、それ以後、当該学生にのみ要求され、および付与されなければならない。」

と定める（d項）。前述の判断力の有無は、ややいん個人差の大やうめのやあらが、合衆国では一八才になれば連邦の選挙権が付与され、わが国の高等学校に相当するハイ・スクール（high school）なども卒業する。従つて、議会は、一八才に達するいのいと、中等後の教育機関への入学・在学とを命じ、いの要件のいやれかに該当すれば、

本法に規定する諸権利を自己の責任において行使しようものと推定し、法定したのである。

イ 学生によるアクセスの限界

中等後の教育機関に在学する学生は、教育記録にアクセスする権利を有するが、三種の記録については、アクセスが制限される。⁽¹⁾すなわち、① 親の財産上の情報、② 推薦状の秘密文書、③ アクセス権を放棄した文書、である。

a 親の財産上の情報 第一に、「学生の親の財産上の諸記録またはいはゆるされた情報」(financial records of parents of the student or any information contained therein)についてのアクセスが制限される。⁽²⁾この規定の趣旨は、親のプライバシーの保護にある。しかも、親の財産上の情報は、たとえ教育上の決定作成において使用されても、それに関連する学生を害し、不正確な情報を含みそうな情報でもない。⁽³⁾

b 推薦状の秘密文書 第二に、一九七五年一月一日前に教育記録に綴られた推薦状の秘密の書状および説明書 (confidential letters and statement of recommendation) も、特定に意図された目的以外に使用されないことを条件として、学生への提供が制限される。⁽⁴⁾本規定は、修正法により加えられたものであり、立法過程においてもかなり議論のあったものである。この規定は、もしも右のような文書が学生の要求により容易に開示されるならば、その結果、秘密 (confidentiality) が破られるとの主張に答えて立法されたものであり、この主張は特に大学関係者などからなされた。⁽⁵⁾それに、右のような文書の開示は、推薦状の作成者に対する文書詐偽罪の訴訟をひきおこすおそれがあると指摘された。そこで、修正法では、一九七五年一月一日を基準として、作成がそれ前とそれ以後

とを区別し、前者についてのアクセスを制限したのである。⁽⁶⁾

本規定は、当該文書等を教育記録から除外するのではなく、アクセスを制限するものであるから、以下のようないいえよう。第一に、この秘密の文書等は、学生に直接関連し、または教育機関によって保有されるものであるから、本法にいう教育記録に該当する。従つて、中等後の教育機関に在学する学生によるアクセスは禁じられるもの、初等・中等教育機関に在学する学生の親、および一八才以上の学生は、一九七五年一月一日前に教育記録に綴れた文書にアクセスしうることになろう。第二に、教育記録から除外されたわけではないから、本法 b 項一号の規定により、事前の同意なしにこれらの文書が第三者に利用されることもありうる。

さて、次に、一九七五年一月一日前に教育記録に綴れた文書への学生によるアクセスは、当該文書が「特別に意图された目的以外の目的に使用されない」場合にのみ禁じられる。従つて、これは、指示された意図が作成者の意图であり、それが特に保護すべき秘密であることを前提としている。

これらの文書は、たとえば、入学、賞の授与、雇用などの目的のため個々の学生を推薦するために作成されるのであり、通常の場合には、第三者への開示もなく、その目的達成のために使用される。

c アクセス権の放棄 前述のイにおいては、一九七五年一月一日前に教育記録に綴れた秘密の文書の取扱を問題としたが、ここでは、一九七五年一月一日以後に綴れた文書の取扱を検討する。一九七五年一月一日以後に綴れた秘密文書等は、本法にいう教育記録に含まれ、中等後の教育機関に在学する学生も、本法による当該文書へのアクセスの権利を有する。しかしその一方で、本法は、アクセス権の放棄 (waiver) を承認しており、その場合

にはアクセス権が制限される。⁽⁷⁾

アクセス権の放棄は、① 教育機関・施設への入学、② 雇用の申請、③ 賞または表彰の受領、に関する秘密の推薦状 (confidential recommendations) に(7)て行なうる (a項1号Biii)。放棄にあたっては、① 要求に もとづき、当該学生が秘密の推薦状の作成者の氏名を知り、② 当該推薦状が特定に意図された目的のためのみに 使用されることが条件となる (a項1号C)。また、放棄は、当該教育機関からの財政的援助の受領、その他のサ ービス、利益付与の受領のための条件としては要求されえない (a項1号C)。

放棄については、立法過程において議論の多かつたことは既述のとおりである。以下、本法の規定において留意すべき点をあげてみよう。⁽⁸⁾ まず、本法は、学生が教育記録に含まれた不正確、誤解または不適切な情報の訂正をし やすくするため原則的に秘密文書へのアクセスを認めている。しかし、右にみた規定は、アクセス権の承認による 学生の審査、およびその効果としての記録記述への抑制的効果よりも、記録の正確性の方に高い価値をおいたもの と言えよう。さらに、放棄によって、推薦状作成者は自由に表現をなすことができることになる。

また、放棄による問題としては次の点がある。第一に、放棄の時期である。これについて法律上規定はないが、 当該教育機関による推薦状の要求、またはその受領前になされるべきであり、遡及的放棄は認めるべきでなかろう。 第二に、放棄の範囲が問題である。立法過程でも問題となつた「一般的放棄」(general waiver) が認められるか 否かは留意すべき点である。本法提案者のバックレイ上院議員は、これを否定する旨の発言をした。解釈論として は、これを認める余地もある。すなわち、本法では、要求にもとづき、学生が教育機関への推薦状の作成者名を知

ことができるよう要求するものの、右の要求をしない場合には、解釈論として、一般的な放棄も許されうると説く。

第三に、前述のように、放棄は、入学その他利益付与等の条件としては要求されえない。

最後に、くりかえしになるが、この放棄が認められるのは、中等後の教育機関に在学する学生のみであつて、中等以下の教育機関に在学する学生の親、一八才以上であつて中等後の教育機関に在学せず、その他の教育機関に在学する学生にも、これが認められない点に留意しなければならない。

- (一) 20 U. S. C. §1232(g) (a)(1)(B)

(二) 20 U. S. C. §1232(g) (a)(1)(B)(i)

(三) Notes, 61 I.A. L. REV. 74, 99 (1975)

(四) 20 U. S. C. §1232(g) (a)(1)(B)(ii)

(五) 120 CONG. REC. 39863, 41381-41382 特別な問題として議論され、120 CONG. REC. 41382-41383, 40“、本法が課題へと修正され主張した趣旨の具体化は議論され、120 CONG. REC. 36531-36534

(六) 本項は「トトロ」 Notes, 52 S. CALIF. L. REV. 1163 (1979)

(七) 20 U. S. C. §1232(g) (a)(1)(B)(iii)

(八) Mattessich, The Buckley Amendment; Opening School Files for Student and Parental Review, 24 CATHOLIC UNIV. L. REV. 588, 599-602, (1975); supra note 3, 102-104

(九) 田中英夫「トトロ」・ロード・トトロ」(一九八一) 日本国は、本法が、「率直な推薦状を書く」とが大学人の責任であるところを大いに掲げたが、本法制定が、推薦状作成者にかなりの心理的効果があつたことを指摘している。

7 教育記録の内容訂正要求

ア 概 説

本法の制定・施行後であつても、教育記録の第三者への開示や教育記録による学生の権利の侵害の可能性は残る。これは、教育情報の収集・保有を行えば必然的に予想されるものであり、前述のアクセス権の保障などによつても完全に除去されるわけではない。そこで、本法は右のような教育情報の収集・保有等に危険がともなうこととを認め、特に不正確、誤解、不適切な教育情報の訂正を求める権利を親、権限ある学生（中等後の教育機関に在学する学生）に認めた。すなわち、教育機関・施設は、当該機関・施設に在学し、または在学したことのある学生の親が、当該学生の教育記録が不正確 (inaccurate)、誤解 (misleading)、その他学生のプライバシーや他の権利に反していないうことを確保し、そして右の不正確、誤解、または含まれた他の不適切な資料の訂正または削除 (correction or deletion) のための機関を付与し、記録の内容に関連する親の書面による説明の挿入のため、当該学生の教育記録の内容を争う聴聞の機会を付与するよう要求されている（a項11号）。従つて、内容訂正要求権の実体は、教育機関の保有する記録の内容を争う聴聞の機会を付与される権利であり、また、この聴聞についての具体的な内容は、本法によつても連邦の教育省長官の定める規則による。

イ 聽聞手続

聴聞は、長官の定めた規則による。しかし、正式な聴聞に入る前に、非正式の手続を行うことは禁じられておら

ず、非正式の聴聞手続は第一次的な解決手段としてはむしろ有効であるといわれる。⁽¹⁾

次に規則に定められている正式の聴聞手続につき簡単に述べておこう。これは、まず親または権限ある学生が内容の訂正を要求し、それが入れられない場合に当事者の一方の要求により行われる。⁽²⁾この聴聞手続には、以下の五つの要件を充足することが要求される。第一に、聴聞は、要求の受理後合理的期間内に開催されねばならず、また学生は親または権限ある聴聞に先立つて、その期日、場所、時間につき合理的な告知を受けねばならない。第二に、聴聞は、聴聞結果に直接的に利害関係を持たない者により行われる。第三に、親または権限ある学生は、争点につき証拠を提出する充分な機会を付与されねばならず、自己の費用で弁護士等の依頼などをなしうる。第四に、教育機関・施設は、聴聞後合理的期間内に書面による決定をしなければならない。第五に、右決定は、聴聞に提示された証拠のみに基づかねばならず、また決定には証拠の要約および決定理由を含まねばならない。

ウ 対象

この内容訂正要求の対象となるのは、不正確、誤解、不適切な資料である。これらの語の定義は困難であるが、これらの語の具体的適用について、解釈によつては非常に広い範囲を含めうる」とが指摘されている。最終的には、判例の蓄積を待たねばならない。

(→) Notes, 61 I.A. L. Rev. 74, 105 (1975)

(∞) 34 C. F. R. §§99.20-99.22.

(∞) 34 C. F. R. § 99.22.

8 同意要件

教育記録の保持はそれ 자체が、当初の目的に使用されている場合には、あまり大きな問題とならないであらう。もちろん、前節で検討したように、当該記録が不正確、誤解、その他不適切な情報を含む場合には別である。

さて、当該教育情報が正当な教育上の利益を持たない第三者に開示されることは、右の場合以上に重大な問題であるともいえよう。本法は、教育記録を第三者に開示する場合には、親または権限のある学生の事前の同意が存する⁽¹⁾ことを要求し、また、同意なくして開示しうる第三者を列挙、規定した。すなわち、教育機関等に対し、親または権限のある学生の書面による同意なし (without written consent) 及、学生の教育記録 (または、直接情報 (directory information) を除く個人識別情報 (personally identifiable information)) を発表する」を、一定の場合以外に禁じた (b 項一号、d 項)。

このような内容の規定が制定される以前には、「生徒記録の収集、保有、流布のための指針」と題する報告書に、指摘されていて、多くの教育機関は、教育記録を、当該機関内の職員、地方の警察、FBI、少年裁判所へは開示し、親および学生本人にはアクセスを認めていなかつた。右規定は、まさにこのような第三者への教育記録の開示を制限し、学生のプライバシーの侵害、濫用等を防ぐことを目的とした。以下、問題点を簡単にふれてみよう。

第一に、開示行為の態様が問題となる。行為の態様としては、文書の他口頭による場合も含めて考えねばならない。立法目的達成のためには、口頭による行為も禁ずる必要があるが、実際上は非常に困難な問題である。

第二に、開示の対象となる情報源の問題がある。教育記録については、法定されているため、それ以外の情報源からの情報を開示する場合が問題となる。たとえば、教師が観察等により特定の学生に問題があると考えた場合や、学校医が特定の学生の健康上・精神上に問題があると考えた場合に、彼らが自由にその所見を第三者に開示しうるか、などが問題となる。右所見等が教育記録に含まれている場合には、もちろん、本法に違反するものといえよう。そうでない場合についても、教育記録でないことの立証責任を当該教育機関等に負わせるべきとの主張がある。

第三に、右規定においては、個人識別情報⁽²⁾の定義が問題となる。本法の趣旨から言えば、学生のプライバシーを侵害しないように、広く解すべきである。

第四に、直接情報についても問題がある。これは、前述のように同意要件の対象とならない情報であるが、具体的には次のようなものを含む。すなわち、学生の氏名、電話番号、誕生の日時、場所、研究の主たる分野、公的に認められた活動およびスポーツへの参加、競技チームのメンバーとしての体重・身長、出席日数、取得した資格および賞、学生の在学した最終教育機関・施設である。これらは、第三者に同意なしで開示されても重大な権利侵害をおこすものではないと考えられて法定された。

個人識別情報と直接情報とは、その内容上、一致するようにみえるものが少なくない。そこで、個人識別情報と直接情報との区別が重要な問題となるが、ある情報を同意要件の対象とならない直接情報として取扱うには、一定の手続を経ることが要求されることがある。すなわち、在学中の学生の記録については、① 当該施設が直接情報と指定する個人識別情報の範疇、② 情報の一部または全部を直接情報に指定されることを拒否する親または権限

ある学生の権利、③ 親または権限ある学生が書面により、当該情報を直接情報に指定すべきだなんじを当該施設に知らせる期間、を公告する必要がある。⁽³⁾ これにより親または権限ある学生は、前に列挙した事項、たとえば住所であつてもそれを直接情報に指定されぬいとをのがれぬ。また、在学していない者については、右のような手続きは保障されていない。

次に、個人識別情報または直接情報としての学生の氏名・住所が争われた例をみてみよう。

Kestenbaum v. Michigan State University, 294 N. W. R. 228 (1980)

本件は、原告（控訴人）Kestenbaum が、Michigan State University（被告・被控訴人）に対し、学生記録を含むノハッシュ・テーラー・テープのコピーを請求したところに始まる。大学が右コピーの提供を拒否したとして原告は、それがミシガン州の情報自由法、および連邦の家族の教育上の権利およびプライバシー法に反する眞謹証において主張した。

原審 Ingham Circuit Court が、学生の氏名、住所を含む磁気テープの複製を、原告のためとりへぬよう被告に命じたため、原告、被告両方が控訴した。

ミシガンの控訴裁判所（Court of Appeals of Michigan）は、原審判決を破棄し、大略、以下のように述べた。すなわち、① 原告は、要求した完全なテープのコピーを得ていないけれども、弁護士費用、損害賠償等の否定は裁量権の濫用にあたらない、② 家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律は、学生の氏名、住所の開示を制限でない、③ ミシガンの情報自由法は公費で開発された価値ある技術的資料を獲得する自由を規定す

るものでなく、情報の自由を規定するだけである。④ 目的が政治的キャンペーン郵送のためであっても、本件テーブはミシガン情報自由法によるプライバシー保護規定により開示が制限される」と述べた。

本件では問題となつた大学は、連邦資金を受けていたため、家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律が適用される教育施設であった。本判決は、本法が「」の機能、すなわち、学生および親による学生記録へのアクセス、および、それらの記録のプライバシーの確立、を有すると指摘する。そして、原告の要求した学生の住所、氏名を本法に「個人識別情報 (personally identifiable information)」および直接情報(directory information) に該当する」と認め、この氏名、住所のみの開示が要求される場合には、事前の書面による同意が要求されないと述べた。

(1) 個人識別情報 (personally identifiable information) は、「規則は以下のとおり定める。すなわち、
『個人識別』とは、資料または情報が以下のとおりを意味する。

- (a) 学生、学生の親、または家族の他のメンバーの氏名
- (2) 同意書には、親または権限のある学生によるサインと日付の他、①開示される記録の特定、②開示の目的、③開示される当事者が含まれる。34 C. F. R. § 99.30(c) まだ、この同意による開示がなされた場合には、要求に基づき、開示された記録のコピーを親または学生に提供しなければならない。ただし、親の要求によれば権限のない学生にも提供する。^{34 C. F. R. § 99.30 (d)}
- (b) 学生の社会保険番号または学生番号のような個人識別物 (a personal identifier)
- (c) 学生の自我 (identity) を容易にあわせる個人の性格の一覧表、または

- (e) 「生の自我を容易じあくひたる他の情報」(34 C. F. R. § 99.3)
(m) 34 C. F. R. § 99. 37(a), (c)

⑨ プライバシー保護および同意要件の限界

既に検討を加えたように、議会は、学生の両親又は権限ある学生による事前の同意なしに、正当な教育上の利益を持たない第三者への教育記録の開示を禁じている。しかしながら、他面、議会は学校記録の保持そのものに対する積極的評価と正当な教育上の利益を有する第三者への教育記録開示を認めている。もしも、教育記録の第三者への開示につき、すべて事前の同意を必要とすれば、提案者たるバックリイ・ペル説明書も指摘するように、連邦資金を受けた教育計画の会計検査や評価などのために使用する資料開示にも事前同意が必要となり実際の運営上重大な支障が生ずるおそれもある。従って、この問題は、事前の同意なしに開示が要求されることを認めつつ、当該開示行為によって、重大なプライバシーの侵害がおきないような厳格なコントロールをなす点にある。以下、本法の規定により、同意要件を含めたプライバシー保護から排除される場合、および同意要件のみが排除される場合とに分けてみてみよう。

ア 同意要件の排除された情報についての保障

- a アクセス記録およびその要求記録 第一に、教育機関または施設は、当該機関または施設に保有されてい
る教育記録について、アクセスがあつた場合の記録とアクセスを要求したにもかかわらずの記録を保有するよう義務

づけられている。この記録はアクセスの要求、アクセスしえた個人、機関または組織を示し、それら個人らが当該記録を得るにつき有する正当な利益を明示するものである。当該機関または施設は、要求記録の所在 (location) を告知せねばならず、また、アクセス記録については、その開示は親等に限定される（b 項四号 A）。

このアクセス記録の保存、およびそれへの親のアクセスの権利は、本法による諸権利に付加された重要なものである。右記録により、第三者が当該学生の教育記録にどのような利害関係をもつかにつき、知りうるからである。

b 第三者の責任 第二に、事前同意なしに教育情報が第三者に開示される場合、当該第三者は、当該情報をその他の者に譲渡することを禁止される。もつとも、右の場合における第三者は、多くの場合連邦の教育の資金の受領者でないため、本法による制裁の対象とならず、結果的に、何らの法的強制手段も定められていないことになり、その実効性については問題が残る。

c 教育機関・施設による保障 第三に、教育機関・施設は、すでに検討した諸条件の場合には、事前の同意なしに、第三者に教育情報を開示しうる。しかし、この場合であっても教育機関に開示の義務はなく、第三者から開示要求が学生または親の権利を侵害すると思われる場合には、開示拒否ができる、またこの開示拒否は連邦の資金打切り理由とはならない。⁽¹⁾ このような拒否行為を通じたプライバシー保護の可能性は充分にある。

イ 同意要件の排除

本法は、既に述べたように、教育記録の収集・保持等による効果とそれに起因するプライバシーの権利等の侵害との調和をはかるため、事前の同意要件を排除する場合を、以下の一〇の類型に別けて法定している。⁽²⁾ 以下、これ

らを順次簡単にみておる。

a 当該教育機関等の内部の職員 第一に、「当該教育施設又は地方教育機関の教師を含め、当該施設又は機関により正当な教育上の利益を有すると決定された他の学校職員」には、学生の教育記録又は個人識別情報を、学生の両親又は権限ある学生の同意なしに開示しうる。⁽³⁾ 右にあげた職員には、教師、カウンセラー、行政官等を含むが、既に述べたように、当該教育機関等のために働く法執行職員は、通常、正当な教育上の利益を有する者とは考えられておらず、これには含まれない。

b 学生の入学志望学校 第一に、学生が入学を求める、または希望する (seeks or intends to enroll) 他の学校又は学校制度の職員には、以下の条件つきで、事前同意なしの開示が認められる⁽⁴⁾。やだね、① 学生の両親が譲渡を知り、② もし望むならば当該記録のコピーを受け取り、③ 当該記録の内容を争うための聴聞の機会を有する。という条件に基づいて、右の開示が認められる。

ところで、「入学を求める、または希望する」という文言は、下級学校から上級学校へ進学する場合と、同じレベルの学校の間を転校する場合の両方を含む。もともと、本法の規定では、transfer なる文言が使用されており、これは通常、同レベル間での移動に用いられる語であるため、下級学校から上級学校への進学の場合 (このようないふ場合には、通常、志願 (application) なる語を用いる) には、本規定の適用がないと解する立場もないわけではない。

c 教育計画の会計検査および評価のための連邦および州の職員 第三に、連邦の資金を受けた教育計画の会

計検査および評価のたぬに、合衆国会計検査院長 (Comptroller General of United States)、合衆国の教育省長官 (Secretary of the U. S. Department of Education)、州の教育官 (state educational authorities)、および州の機関の権限ある代表者を含む、連邦および州の職員は、事前の同意なしに教育記録を入手しらる。⁽⁵⁾

あへんかいの場合には、レポートのような厳格な制限が付かれていないに留意せねばならぬ。⁽⁶⁾ すなわち、第一に、右会計検査、評価、およびその実施は、連邦の援助を受けた教育計画に関するものに限定される。第二に、個人識別情報の収集は特に連邦法により認められる場合を除き、当該職員により収集された情報が、右職員以外の者による当該学生および親の個人識別情報の収集を許さない一定の方針により、保護が要求される。第三に、収集された個人識別に関する情報は、連邦の諸計画の会計検査、評価、および実施のため必要がなくなった場合には、破棄が要求される。

d 学生の財産的援助の申請、受領に関する情報 第四に、学生の財産的援助の申請または受領(a student's application for, or receipt of, financial aid)に関する場合も、事前に同意なしに、学生の記録または個人識別情報の開示がなされらる。⁽⁷⁾ あへん、右の援助手続(奨学金等の手続)が、学生の在学する機関内で行われる場合は、既にみたア、またはイの類型に該当するとも考えられ、この規定の存在意義はないかもしがれ。しかし、奨学金決定等が、在学する機関とは別の機関または審査委員会によって行われる場合もあり、この場合にはこの規定が適用されらる。

e 一九七四年一月一九日前に制定された州法によって特に開示が要求される場合 第五に、一九七四年一月一九日前に制定された州法によって特に報告又は開示が要求された情報は、州または地方団体の職員または官庁により開示(8)される。これは、合衆国における連邦制度上、連邦政府の権限が制限されているとの当然の結果である。

しかしながら、右のような開示は、学生のプライバシー保護の点から言えば、大きな脅威である。すなわち、右の規定によれば、単に制定の日時のみを問題としており、州法の内容にされておらず、実質的にプライバシー保護という本法の目的とは関係のない事由による開示であるからである。

f predictive tests、学生援助計画および指導の上達研究組織 第六に、predictive tests の開発、確認または執行、学生援助計画の執行、および指導の上達目的のため、教育機関・施設のため、またはそれに代りて研究をなす組織にも、事前同意なしに、教育記録の開示がなされ(9)る。これは、右試験の効用および教育施設によるその使用の適切さなどと立法者が信頼したためである。例としては、Educational Testing Service, Law School Admissions Council, College Entrance Examination Board, American Medical College Application Service などがあり、これらの機関は各種の大学の入学者選択のための試験などを実施している。

g 認定組織 第七に、資格認定権能を行使する認定組織にも、事前同意なしに、学生の教育記録の開示がなされ(10)る。

h 被扶養者たる学生の両親 第八に、合衆国法典一一六編一五一一条（内国歳入法典一五一一条）に定義された被

扶養者たる学生をもつ両親に、当該学生の事前の同意なしに、教育記録が開示される。⁽¹²⁾ されば、元来、中等後の教育機関に在学する学生の両親に、授業料の請求書と当該学生の評価とを送付するためのものである。

i 健康および安全上の目的のための開示 第九に、連邦の教育省長官の規則に従って、当該情報の知識が学生またはその他の人々の健康または安全を保護するため必要とされる緊急の場合には、適切な人々に当該情報が開示される。⁽¹³⁾ ここで規定を予定されている規則では、以下のように情報の必要性の判断について定め、濫用の防止をはかっている。すなわち、判断要素としては、① 学生または他の個人の健康または安全に対する脅威の重大さ、② 緊急事態を処理するための情報の必要性、③ 情報を開示される当事者が、緊急事態を取扱う立場にあるか否か、④ 緊急事態を取扱うために欠くことのできない時間の範囲、である。

□ 裁判所の決定等 最後に、当然のことながら、裁判所の決定、または、合法的に発せられた罰金付召換令状 (subpoena) により開示されなければならない。⁽¹⁴⁾ この場合には、親および学生は、教育機関・施設により当該情報の開示に先立つて、必ず通知を受ける。

- (1) 20 U. S. C. §1232i
- (2) 20 U. S. C. §1232g (b)(1)
- (3) 20 U. S. C. §1232g (b)(1)(A), 34 C. F. R. §99.31(a)(1)
- (4) 20 U. S. C. §1232g (b)(1)(B), 34 C. F. R. §99.31(a)(2) ただし、条件として、34 C. F. R. §99.34
- (5) 20 U. S. C. §1232g (b)(1)(C), 34 C. F. R. §99.31(3)
- (6) 20 U. S. C. §1232g (b)(1), 34 C. F. R. 99.35

- (7) 20 U. S. C. § 1232 g (b)(1)(D), 34 C. F. R. § 99.31 (a)(4)
(8) 20 U. S. C. § 1232 g (b)(1)(E), 34 C. F. R. § 99.31 (a)(5)
(9) 20 U. S. C. § 1232 g (b)(1)(F), 34 C. F. R. § 99.31(a)(6)

(10) JOINT STATEMENT IN EXPLANATION OF BUCKLEY/PELL AMMENDMENT, 120 CONG. REC. 39862, 31863, たゞ、
リバードの機関の実際の運動をうなづかせる。たゞ、Education Testing Service が、Law School Admission
Test による Law School Admission Test への影響を議論する。田中英夫・久保一也・日下・内々
ハ田中英夫(1981)。

- (11) 20 U. S. C. § 1232 g (b)(1)(G), 34 C. F. R. § 99.31 (a)(7)
(12) 20 U. S. C. § 1232 g (b)(1)(H), 34 C. F. R. § 99.31 (a)(8)
(13) 20 U. S. C. § 1232 g (b)(1)(I), 34 C. F. R. § 99.31 (a)(10)
(14) 34 C. F. R. § 99.36
(15) 20 U. S. C. § 1232 g (b)(1)(B), 34 C. F. R. § 99.31 (a)(9)

10 教育機関等による告知

自分自身の有する権利を知らない人は、当該権利を有効に主張、行使することができない。したがって、本法は、教育記録を保有する教育機関または施設に対して、当該学生の親または権限ある学生本人に、本法による付与された権利を知らせる義務^(一)を設けた。

（一）右規定による告知は、規則によるもの内を明確にしなければならない。すなわち、当該告知は、合理的と思

われる方法により毎年なされなければならぬ、告知は以てのやのを命むとやれる。第一に、本法および規則によつて採用された権利、規則、政策など。当該告知には、右のコピーを得ることができる所在も含む。第二に、本法および規則の要件に従つて、違反と思われる事項に関して申立をなす」とができる権利。以上の二点を命む当該告知は、初等・中等教育機関の場合は、英語以外の母国語を持つ学生の両親にも効果的に知らせるため必要な手段をとする」とも要求される。

- (1) 20 U. S. C. § 1232g (e)
(2) 34 C. F. R. § 99.6

11 不 服 申 立

本法は、前述のように手厚くプライバシーの保護をなしているが、違反行為によりこれら本法によつて保護された権利が侵害された場合には、以下のような不服申立てである。⁽¹⁾

まず、本法諸規定に対する違反行為、および違反との申立を調査、起訴、審査、裁決するため、連邦の教育省内に事務局および審査委員会の設置または指名を同省長官に要求する。⁽²⁾これは第一に、違反行為の調査等は、当事者の申立により行われる場合の他、同省が自らも行いうること、第二に、学生または両親による違反の申立てについて、同省が第一次管轄権を有する」とを意味する。訴訟を提起する場合には、同省への申立を経た後でなければ、行政救済を行はず (exhaustion) の法理を満足したことはならぬ、訴えの提起が適法なものとはなんない。

不服申立手続については、本法により、同省長官が定めることになっており、一九七六年七月に定められた規則によれば、大略以下のような内容である。

まず、両親又は学生は、本法又は本法に基づいて定められた規則に違反する行為がある場合、書面により、事務局に申立をなす。⁽³⁾ 事務局は、右申立につき、書面により当該教育機関・施設に、受理を通知するが、この中には主張された違反の要旨を含み、そして、当該機関・施設に書面による反論を提出する機会を付与しなければならない。次に、事務局は、本法または規則への服従義務の不履行の存否につき決定するため受理した時期にあつたすべての申立を調査し、さらに当事者より一層の書面または口頭による提出を許すことができる。調査に続き、事務局は両当事者に事実認定および当該認定の基礎を書面による告知で提示する。

事務局が、不履行があると認定した場合には、教育機関・施設によるべき特定の手段を含め、合理的期間内に任意に法に服するための条件を含めた通知をしなければならない。そして、この場合、教育機関・施設が、定められた期間内に服さなければ、当該事項は聴聞のため審査委員会に付託される。

さて、以上に述べた事務局での手続では、反対尋問や反証提出等による完全な聴聞は要求されないが、審査委員会における聴聞ではそれらをも含む完全な聴聞を行う場合がある。

審査委員会では、審査委員会委員長が聴聞委員会を指名し、聴聞委員会が実際に聴聞を行う。聴聞は、次の二つの場合に分け、それぞれ手続が異なる。⁽⁴⁾

第一の手続は、聴聞委員会の見解によれば、当該聴聞が口頭の証明によって事實上支持される事實問題の解決に

つき争いのない場合であつて、この場合には、① 全部または一部書面により、② 聴聞委員会において両当事者に与えられねばならない非正式協議で、聴聞委員会の選択により、その事件を提示する機会を各当事者に付与するため適切な手段をとらねばならない。右の非正式協議では、当該告知が事前になされている場合には考慮されるべき争点の充分な告知、および弁護人によつて代理されるべき機会が付与される。

第二の手続は、右の場合とは異なり、事実問題の解決につき争いのある場合で、この場合には、右の手続で要求された告知や弁護人よつて代表さるべき機会の他、① 手続の記録のための機会、② 当事者のために口頭で証拠を提出する機会、③ 他の証拠を口頭または書面のいづれかによる尋問を通じて、反対尋問をなす機会、が各当事者に付与される。

右のような聴聞手続の後、聴聞委員会は、事実認定およびそれに基づく結論を含めた書面による第一次決定をなす。この決定については、その写しが、各当事者と教育省長官に送付され、当事者は特定された合理的期間内に同長官に対し意見書を提出する機会が付与される。

長官は、送付された第一次決定をそのまま最終決定とすることができるが、審査の上、修正、破棄をなすこともできる。⁽⁵⁾もちろん、右審査は、決定、聴聞委員会の手続記録書、当事者による意見書、口頭の弁論に基づかねばならず、修正、破棄をなす場合には、その理由説明書を添付する。

最後に、長官は、連邦補助金の打切りをすることができる。⁽⁶⁾これは、右に述べてきたような、告知と聴聞の機会の付与された後、本法もしくは規則違反があると認めた場合、および任意の手段によつては違反是正が保障できな

へだるい決定した場合やね。

- (1) 本法は、根拠規定はあらぬ。20 U. S. C. § 1232 g (o), 34 C. F. R. § 99.60.
- (2) 20 U. S. C. § 1232 g (o), 34 C. F. R. § 99.60.
- (3) 34 C. F. R. § 99.63.
- (4) 34 C. F. R. § 99.65.
- (5) 34 C. F. R. § 99.67.
- (6) 34 C. F. R. § 99.64.

12 同 法 審 査

連邦の行政手続法 (Administrative Procedure Act) やはり最終的行政行為 (final agency action) が同法審査の対象となるとしており、本法で、右の最終的行政行為に該当すると考えられる行為は、次のものである。

第一に、不服申立ての、審査事務局が、適切な調査と起訴の後、当該機関に違反がない旨決定した行為である。

第二には、規則では、聴聞委員会による審査を予定しておらず、右の行為が最終的行政行為といえよ。

第一は、聴聞委員会による聴聞手続を経てなされた決定であり、これが最終的行政行為といえよ。

13 本 法 の 限 界

本法においては、違反行為があつた場合の制裁手段として、唯一連邦補助金の打切り、交付拒否を規定す。

めだら。」の打切りは、前述のやうに、一定の聽聞の後、違反があると認める場合、および任意の手段によつては違反が是正しえない場合に行はる。そして、この制裁の対象となるのは、教育機関・施設である。

これに対し、直接的にプライバシーを侵害された個人を救済する規定はない。この点が本法の最大の欠陥ともいふが、現行の合衆国の法体制においては、個人の権利救済は州法によるしかない。

たゞ、次の判例は、本法の右のような限界を確認してゐる。

Student Bar Association Board of Governors, of School of Law, University of North Carolina at Chapel Hill v. Byrd 239 S. E. 2d 415 (1977)

本件は、School of Law of University of North Carolina at Chapel Hill の法律学生の代表団体である原告が、大学、学長等を被告として提起されたものである。一九七六年一月二十七日に教職員(general faculty meeting)が開催された。専生は、右教授会への出席を要求したが、学長により拒否された(教授会の決定はなかつた)。右會議の審議事項、決定事項についての記録が公開されなかつたため、州の會議公開法(Chapter 143, Article 33B. of General Statutes)による訴訟を提起した。本件訴訟では、記録公開が許されるか否かが争はれ、第一審 Superior Court, Orange County, は原告の injunction による救済を認め、控訴審 Court of Appeals, Vaughn, も原審判決を維持したため、被控訴人が上告。ノース・カロライナ州最高裁判所(Supreme Court of North Carolina)は、原判決を破棄し、會議公開法は Law School 教授会を公衆に公開するよう要求してこだまし判決出した。この判決では、原告(被上告人)が、連邦の家族の教育上の権利およびプライバシーの公開に対する保護 荘原

シードに関する法律を援用、その適用を主張したが、この点に関して、裁判所は以下のように述べた。

「バックリイ修正法は、学生に関する情報の当該開示を禁じておらず、それゆえ、当該事項が議論された教授会を公衆に公開する」とも禁じていない。バックリイ修正法は、単に、当該情報の発表を許す政策または実際的取扱をなす教育施設に対し、連邦資金を打切り、もろんならば提供するだけである。すなわち、もし会議公開法が当該事項が議論された Law School の教授会に適用されるならば、当該会議に出席するという公衆の権利が存する。当該施設への連邦資金の提供のみが、影響をうける。もちろん、バックリイ修正法の違反は、Law School への連邦の財政的援助の他の提供の終了だけでなく、大学全体への援助の終結という結果となるであろう。」

このように述べ、州法が存する場合——この場合の会議公開法は、バックリイ修正法の制定前に制定されたものであるが——当該州法の適用、およびバックリイ修正法の限界を明らかにしている。

次に、本法が学生個人に対し、当該違反を争い救済を求める手段を規定したものではないとする例もある。
Girardier v. Webster College, 563 F. 2d 1267 (8th Cir, 1977)

本件は、被告（被控訴人） Webster College の学生である原告（控訴人） Girardier が、教育ローンの支払に関連して、被告に記録の写しの開示を要求し、この要求が拒否されたので、出訴したものである。

ミズーリ東部地区の連邦地方裁判所は、原告の請求を棄却したが、第八巡回区連邦控訴裁判所は、① この問題につき管轄権を有するか、② 破産法（Bankruptcy Act）が大学による当該学生への貸しの提供拒否を禁じていなかること、③ 学生本人および親に教育記録へのアクセスを認める法律は、個人的な訴訟原因（private cause

of action) を規定していない」と、などを理由として、原審判決を破棄差戻した。

本件の主たる争点は、破産法に関連するものであったが、家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律についても、右のようにふれていた。本判決では、法律の条文の検討した後、

「本制定法は個人的救済が付与されることについては何も述べていない。執行は単に、1項による保健・教育・福祉省の長官の手に存するのみである。」のような場合には、侵害による個人的な訴訟原因は生じえない。」と述べ、本法を根拠として個人が侵害に対する救済を求めるることはできない旨確認した。

以上の二判決にみられるように、裁判所は当該教育情報に関する公開については直接的には州法の問題であるとして、本法「すなわちベーレイ修正法は、単に連邦補助金の提供、打切りに関連するのみであるとする。さらに、学生個人等のプライバシー保護には直接的な効果はなく補助金の提供、打切りをしてことする間接的な効果しかない」とになることを認めていた。

五 わ り に

本稿は、合衆国における「家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律」を中心に、その紹介・検討を加えた。これにより驚かされることは、はしがきに記した日本の状況が、本法制定前における合衆国の状況となり近い点も含むように思われる」とである。アメリカとは、社会的諸状況が異なり、また、法制度も大きく異なり、単純に比較する」とはできないものの、日本の新聞報道と同一の問題が、合衆国でも報告書、判例に取り上げ

られてゐる。この意味において、本法の紹介、検討は日本の問題状況を考える際の一つの手懸りを与へるに思われる。判例の蓄積が少ないため充分ではないが、本法に基づき制定された規則も参考となる点があるかもしれない。

本法は、連邦の、しかも補助金の交付の有無によりプライバシー保護をはかる法律である。合衆国における問題の解説には、特に教育事項が州の権能であることにより、一層、州法の検討が必要である。⁽¹⁾ それに、情報自由法、会議公開法、各種のプライバシー保護立法は、連邦のみならず、州においても多数制定されおり、これがひとつの関係もその対象としなければならない。これは将来の課題として残されるにとどまる。

(一) 州法に検討を加える文献として、*Splain, Access to Student Records in Wisconsin: A Comparative Analysis of the Family Educational Rights and Privacy Act of 1974 and Wisconsin Statute Section 118.125, 1976 wis. L.*
REV. 975.

[付記] 本稿校正中に、堀部政男「教育とプライバシー」(一)～(未完)・大学と学生一九八号(一九八一)の連載が開始された。この問題について注目すべきものである。本稿作成の資料収集について、昭和五六・五七年度の神戸学院大学学際研究費の助成をうけた。